



皆さん、ご安全に！村田きょうこです。いつもあたたかいご支援をいただきありがとうございます。12月6日(火)の経済産業委員会で一般質疑をしました。今回の内容は、「適正な価格転嫁ができる仕組みづくり」「特別高圧契約者への料金高騰緩和」の2つのテーマです。

1.適切な価格転嫁について

【課題認識】

- ・電気料金など物価高騰の際には、適切な価格転嫁を進めていけるかが、従業員の処遇改善のポイントになる。
- ・政府は2017年から取引調査員(下請Gメン)を配置。下請等の中小企業を訪問し親事業者との取引実態をヒヤリングしているとのことだが、「下請Gメンが来た」という声を聞いたことがない。
- ・大企業同士の取引の場合は、下請企業と認定されない場合がある。



Q(村田議員):下請Gメンの人数は？年間でどれくらいの企業を訪問しているのか？

A(小林政府参考人):現在248名おり、来年の1月から300人体制に増強する。下請け中小企業に対し年間1万件を目標にヒヤリングを実施中。



Q(村田議員):下請代金支払遅延防止法では下請会社は資本金3億円以下だが、現実の取引では、3億円を超えているために保護の対象から外れる場合もある。

A(品川政府参考人):そのような大企業間の取引において、取引上の地位が相手より優越していることを利用して不当に利益を与える場合は、優越的地位の濫用にあたる。



意見(村田議員):小売業と納入者との関係とちがって、製造業同士だと親と下請の関係が1対1の場合も多いので、どの下請会社が申告したのかがばれやすい。課徴金が売上高の1%のために、「課徴金を払うからもう取引はしない」と言われる可能性もある。

不当な不利益を被っていても申告しにくい状況にある、という現実をしっかりと踏まえた上で大企業同士の取引を見てほしい。

2.特別高圧契約者への電気料金緩和

【課題認識】

- ・前回質問では、特別高圧契約者への料金高騰緩和策は適用しないとの答弁だった。
- ・「企業規模が大きい」「価格転嫁がしやすい」が理由だったが、実態を把握しているのか疑問。
- ・価格転嫁できたとしても、それにより再エネ賦課金減免対象から外れてしまうかも知れない。それは再エネ賦課金減免対象の趣旨に反するのでは？



Q(村田議員):いまでも中国や韓国よりも2倍電気料金が高いのに、さらに価格転嫁したら海外と戦っていけなくなる。これについてどのように考えているか？

A(松山政府参考人):国際競争している企業への電気料金に関する環境整備は非常に重要。エネルギーやその他原材料、技術力や為替動向など、企業が直面している様々な課題をどう乗り切っていくか、産業政策の観点を踏まえて最大限取り組んでいく。



Q(村田議員):制度は企業の国際競争力維持のために導入されたもの。電気料金上昇分を価格転嫁したら今まで減免されていた賦課金払うことになるのでは？

A(井上政府参考人):売上高が価格転嫁の影響を受ける可能性はある。資源や材料、円安による物価変動など様々な要因で変動するため、一概には言えないが悩ましい課題だとは認識している。



Q(村田議員):資源やエネルギー価格に左右されない、新たな計算方法とするのも一つでは？

A(井上政府参考人):国会でかなりの審議を踏まえて作られてきた制度(再エネ賦課金減免制度)。事業者からの相談もきめ細やかに受け付けており、国民負担の公平性と国際競争力強化の双方バランスを踏まえつつ適切に執行をしていく。

村田きょうこ議員と安河内会長との
年末特別対談を配信中！！
QRコードより確認ください！！



【発行元】村田 きょうこ事務所
〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1
TEL:03-6550-1222
公式サイト⇒<https://murata-kyoko.com/>